

パブリック・コメントの結果概要及び意見・回答一覧

アフリカヒキガエル、オオサンショウウオ属に属する種のうちオオサンショウウオ以外の種及びオオサンショウウオ属に属する種とオオサンショウウオ属に属する他の種の交雑により生じた生物を特定外来生物に指定することに対するパブリック・コメントを、令和6年4月15日（月）から同年5月14日（火）まで実施した結果、22名から意見が提出された。同一の者から複数の意見が提出されたことから、意見数は34件（うち有効件数34件）であった。

その詳細は次のとおりである。

1. 意見提出者の内訳

	e-Gov（電子）	郵送	合計
個人	10	1	11
団体	3	0	3
不明	8	0	8
計	21	1	22

2. 意見件数

全34件（うち有効件数34件）

※同じ内容である意見は1件として数える。

【テーマ別の意見件数】

- (1) アフリカヒキガエルに係る御意見 計2件

- (2) オオサンショウウオ属に属する種のうちオオサンショウウオ以外の種及びオオサンショウウオ属に属する種、及び、オオサンショウウオ属に属する他の種の交雑により生じた生物に係る御意見 計22件

- (3) その他 計10件

御意見に対する考え方詳細

1. アフリカヒキガエルに係る御意見

番号 (提出順)	御意見の概要	御意見に対する考え方
1-1	在来ヒキガエル類は本種より大きくなるものが多く、比較的産卵数が多いとはいえ在来ヒキガエル類との競合によって被害が生じるとは考え難い。	本種の在来ヒキガエル類との競合による被害発生に係る御意見は今後の参考にさせていただきます。これまでに国内に導入された本種と同属の種による国内生態系等に係る被害発生の状況も踏まえ、本種の食性や皮膚の毒性により本種による生態系等への被害発生を否定できるものではないと考えています。
1-2	本種について、環境省の担当も知見が不足気味とのことで、今後新たな科学的知見が得られ日本の生態系への脅威度が低いと明らかになった場合に特定外来生物の指定が解除されるということは想定しているのか。想定しているのであれば、生物の利用者（食用、産業、愛玩等）による十分に信頼できる文献の提供等も受け付けるのか。	特定外来生物に指定した生物が、今後、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれがないことが十分な科学的根拠をもって明らかになった場合には、指定を解除することは現行法をもって妨げられるものではないと考えています。生態系等への被害状況に関する情報源に係る制限はありません。

2. オオサンショウウオ属のうちオオサンショウウオ以外の種及びオオサンショウウオ属に属する種、及び、オオサンショウウオ属に属する他の種の交雑により生じた生物に係る御意見

番号 (提出順)	御意見の概要	御意見に対する考え方
2-1	雑種第一代 (F1) を取り除くことに関しては仕方がないことだが、(1) 分布域ほぼ全域において交雑種が検出されていること、(2) 戻し交雑が行われていることを踏まえると中国産の遺伝子を日本産の遺伝子プールから完全に取り除くことは不可能と言って良い。仮にそれが可能だとしても完全排除に必要な労力、経済力が不足している。加えて、戻し交雑の個体を取り除くことは、その繁殖に参加した純日本産個体の繁殖努力が排除され、すでに絶滅に瀕した日本産集団の更なる減少につながる。これらの背景を考慮すると、雑種個体の排除対象に関する線引きが必要にな	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

	<p>る。個人的には75%以上日本産であれば残していくのが良く、食性や行動などの調査を行い、日本産と同等の生態的機能が確認される必要があると考える。</p>	
2-2	<p>在来オオサンショウウオと識別ができない人による駆除で在来のオオサンショウウオに危険が及ぶような危うい行動を起こさせないよう、何らかの特記が必要。例えば「〇〇特定外来生物」のように、別カテゴリの名前を付けて区別するなど。</p>	<p>特定外来生物の枠組みについては、現状で、通常の「特定外来生物」、特に緊急に措置を行う必要がある「要緊急対処特定外来生物」、及び通常の特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする「条件付特定外来生物」(通称)の3種類があります。今回の対象種については、「要緊急対処特定外来生物」又は「条件付特定外来生物」には該当せず、通常の「特定外来生物」となりますので、法令上の用語との混同を防ぐため「〇〇特定外来生物」といった名称を付けることは困難ですが、日本固有種であるオオサンショウウオとの混獲等が起こらないよう、文化庁と連携の上、環境省ウェブサイト等において適切な情報発信を行ってまいります。</p>
2-3	<p>オオサンショウウオ属は、「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」においてすべての種が国際希少野生動植物種に指定されており、また、オオサンショウウオは文化財保護法において天然記念物に指定されているが、オオサンショウウオ以外のオオサンショウウオ属および交雑個体が特定外来生物に指定された場合、国際希少野生動植物種や天然記念物の対象から除外されるのか。例えば、採集等にかかる申請の必要性の有無や、採集後の駆除の必要性の有無など、他の特定外来生物と同じ対応方針で良いか伺いたい。</p>	<p>他法令による規制には変更ありませんので、取扱いの際には御留意ください。</p>
2-4	<p>交雑個体について、在来種保全の為に減らしていかなければいけないという意味で、特定外来生物に指定することには賛成だが、交雑個体の用途のない、また用途を含め公示のない駆除については反対。情操教育の為に、施設や学校などでの受け入れ措置を要請するか認める道も提示してほしい。食用、調査研究といった用途があれば納得できる可能性もあるが、用途を決定できないうちの殺処分には賛成し兼ねる。</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2-5	<p>今後の交雑個体の扱いについて、各地域の裁量にも任せてほしい。</p>	<p>外来生物法は、特定外来生物の取扱いのうち特定の行為について禁止をし、許可を受ける必要があるとしているものであり、法で禁止する行為以外であれば、地域の裁量にて行うことを否定しているものではありません。</p>

2-6	日本の財産である貴重なオオサンショウウオに危険な状況になってしまうのではと危惧する。チュウゴクオオサンショウウオも世界的に見れば、大変貴重な生き物であり、チュウゴクオオサンショウウオとその交雑種が特定外来生物にされ駆除の対象になることで、世界的に見ると貴重な生き物が、TV局やYouTuberのオモチャにされてしまうのではないかと。間違えて日本オオサンショウウオを捕獲駆除してしまう恐れはないか。見分ける方法があるとのことですが、個体差で違うこともありますし、素人が見て確定できるものとも思えない。交雑種が増え、遺伝子汚染が起きることも分かりますが、オオサンショウウオはそれほど移動能力が高いとは思えず、現状を守っていけば他の地域には広がることはないと考えます。	日本固有種であるオオサンショウウオの保全に向けてチュウゴクオオサンショウウオ等を特定外来生物に指定したい考えです。オオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオ等の混獲等が起これぬよう、文化庁と連携の上、環境省ウェブサイト等において適切な情報発信を行ってまいります。
2-7	現在は交雑種等を保護飼育している施設があるがそこも、手いっぱいということも聞いている。他の特定動物と同様に厳しい検査通った者や、資格者に飼育許可をおろし保護させるのも良い。	特定外来生物への指定後は環境大臣の許可を得れば飼育を行うことができます。頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2-8	殺処分ではなく施設等で保管をしてほしい。(同旨他1件)	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2-9	マイクロチップなどで個体識別をできるようにし、逃走不可能な構造の施設で終生管理することでの修正飼育を推進してほしい。	令和6年5月13日開始の意見募集案件「特定外来生物の新規指定に伴う特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則及び関係告示の改正の案」のとおり、原則、マイクロチップによる個体識別を行う規則を設けたい方針です。
2-10	国または地方公共団体が許可した研究者などの専門家を捕獲従事者とし、それ以外の一般市民による捕獲は禁止することを要望する。鳥獣保護管理法や動物愛護管理法の対象外であることから、捕獲者の心理面にも影響を及ぼし、乱雑な扱いや殺処分が懸念される。近年「野生由来の動物を捕まえて食する」ことに関心を覚え、その行為を面白がる者が一定数いることも現実である。目視のみの判別が必ずしも有効でないことを考慮し、一般市民がやみくもに捕獲することは避けるべき。	類似した種との判別方法を整理した同定マニュアル等を通じて、文化財保護法を所管する文化庁とも協力の上、捕獲に関する適切な判断を呼びかけてまいります。
2-11	殺処分のみが解決とならぬよう、保護飼養を認めてほしい。現在も、複数の公共或いは民間の施設(展示施設含む)において、交雑種や中国産のオオサンショウウオが飼養されている。しかし、オオサンショウウオの寿命が長いこと、既存の施設で	捕獲個体については特定の基準を満たすことで環境大臣の許可を得た施設であれば飼育することができます。飼養等施設の基準等に関しては、令和6年5月13日開始の意見募集案件「特定外来生物の新規指定に伴う特定外来生物による生態系等に

	<p>は新たな個体の受け入れが難しいことも踏まえ、新規に保護飼養を行う許認可施設を設けていただきたい。アライグマやカミツキガメについても、それぞれ1カ所の保護施設が全国を奔走して個体の保護および法令に即した譲渡活動を行っているが、あまりに担当者（ほぼ個人）の負荷が大きすぎる。このことも同時に再議論していただきたい。</p> <p>（保護飼養・譲渡についての許認可について、基準等の見直しが必要と思う。実際、捕獲については、大幅な緩和がなされているように感じるが、生きた個体についての扱いに関する規制が、あまりに厳しいことに違和感がある。）</p>	<p>係る被害の防止に関する法律施行規則及び関係告示の改正の案」のとおり検討しています。頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2-12	<p>指定以前に飼育下で扱われている個体のひとまずの取扱いを施行後に野生より抽出される個体とは根本的に異なった対応をすべき。</p>	<p>特定外来生物への指定前から飼育している個体については、指定後も環境大臣の許可を得れば飼育を継続することができます（外来生物法施行規則の規定により指定後6か月以内であれば許可を得ていない状況でも可）。一度飼育した個体を野外へ放つことで生じる生態系等への被害を防止する目的下では、指定前から飼育されている個体の継続飼育に関する基準と、指定後に野外で捕獲した個体の飼育に関する基準は同一とすべきと考えています。</p>
2-13	<p>特定外来生物指定後の殺処分や捕獲等を行政担当者、または専門的知識を有する研究者及びそれらの委託を受けた者に限定し、当然占有後の取り扱いも過去の指定種と異なる取扱い、具体的には殺処分のみでは無く、広く里親制度を受け入れ、保護飼育を行うようにすべき。</p>	<p>特定外来生物指定後の個体の取扱いに関しては、制度を適切に運用してまいります。頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2-14	<p>施行前に捕獲された個体は、施行後であってもこれまでと同様に駆除されるのではなく、法の適応範囲外とすべき。施行後に捕獲されたチュウゴクオオサンショウオであっても、安易な殺処分などはこれまでの一般人の認識から考えて極力殺処分などを避け、終生飼養に限り費用など飼育者負担などで広く一般人にも保護飼養等が可能となるような法改正を希望する。（同旨他1件）</p>	<p>飼育されている特定外来生物については、当室ウェブページ等において、終生飼養を呼びかけているところです。特定外来生物への指定前から飼育している個体については、指定後も環境大臣の許可を得れば飼育を継続することができます。</p>
2-15	<p>アカミミガメやアメリカザリガニで用いたような「条件付特定外来種（内容はオオサンショウウオの状況を鑑み策定）」とすることを要望する。チュウゴクオオサンショウオは、ワシントン条約附属書1類および種の保存法に基づく国際希少野生</p>	<p>「条件付特定外来生物」は、外来生物法附則第5条のとおり、通常の特定外来生物と同様の規定を適用することによりかえって当該生物による生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合に指定されるものです。御意見</p>

	<p>動植物種5に指定されていることから、通常の特定期外來種に指定し、移動不可のために殺処分を行うべき動物ではないと考える。日本在來のオオサンショウウオを守るために地球規模で希少なオオサンショウウオ属の個体数を減らすべきではない。</p>	<p>の趣旨で「条件付特定期外來生物」に指定することは制度趣旨にそぐわないものと考えます。また、捕獲個体については、適切な目的のもとで環境大臣の許可を得れば生きたまま移動が可能です。</p>
2-16	<p>生息場所が水中である事や安易に触れる事での咬傷、何より専門的な知識や経験がなくてはオオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオ・交雑種の判定は困難といえるため野生から取去る場合は、適正な管理の基に遺伝子検査ができる者に限るべきである。</p>	<p>野外の個体の取扱いに関しては、文化財保護法所管の文化庁とも相談の上、制度を適切に運用してまいります。</p>
2-17	<p>現時点でのオオサンショウウオ・チュウゴクオオサンショウウオ・交雑種割合など本来事前に行うべき調査・数値が見当たらず、50年以上前からチュウゴクオオサンショウウオの移入があったことから、オオサンショウウオより大型で強く寿命も長いチュウゴクオオサンショウウオとの交雑種が既に定着したことで（地域性もあるが）豪雨や護岸工事で生息困難な状況でも生き延びられているのではないかとさえ想像する。オオサンショウウオの生息数が示されていないこともあり、チュウゴクオオサンショウウオと交雑種を取り去った後、果たしてオオサンショウウオが50年100年生き延びられる生活圏を守ることができるのか甚だ疑問である。朱鷺の例もある。日中両国でオオサンショウウオ属の保全を考えてほしい。</p>	<p>オオサンショウウオ属各種に係る国内での確認状況に関しては令和6年2月開催「特定期外來生物等専門家会合（第16回）」資料にて概要をお示ししています。「特定期外來生物等専門家会合（第16回）」資料1-2 https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/data/sentei/16/mat01_2.pdf</p> <p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。オオサンショウウオ属各種の保全については、文化庁とも連携の上、引き続き推進してまいります。</p>
2-18	<p>既に交雑個体同士での繁殖が確認されていること、国産個体の成体はまだ見つかるが発見した幼生の大部分が交雑個体であること、国産個体が痩せているのに対して交雑個体は栄養状態の良い個体が見つかることなどから、両者が共存する可能性は非常に低く、今までよりも強力な体制で交雑個体を排除していかなければならないと考える。今まで、オオサンショウウオの調査や保全活動などの実績がない自治体で交雑個体が発見されてしまっているので、国からの支援や指導をもっと強力に実施して、対策にあたらなければならないと考える。このような例は今後も発生すると考えられるので、交雑個体が見つかった地域での国が主導する国産種の保全活動を強く推進してほしい。</p>	<p>特定期外來生物への指定後の交雑個体について、環境省による交付金等の活用により外來生物法に基づく調査や捕獲等の事業を支援してまいります。オオサンショウウオの保全に向けては、文化庁とも連携の上、こうした事業を推進してまいります。</p>

2-19	外見だけでの交雑個体の判定は難しい場合が多いので、DNA解析をスムーズに行える仕組みや、経費の創出についても国の主導で行ってほしい。また、野外で交雑が疑われる個体を発見した場合のマニュアルの作成も必要と考える。	類似した種との判別方法を整理した同定マニュアルの作成・周知等を通じて、文化財保護法を所管する文化庁とも協力の上、捕獲等における適切な判定について情報提供や周知を図ってまいります。頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2-20	特定外来生物指定後も、交雑個体の教育的利用が実施しやすいようなご配慮をお願いしたい。具体的には、生きた個体を、許可を得たうえで移動させて利用しやすい状況を継続すること、出来るだけ多くの人の交雑問題を知っていただくために、水族館などの施設での飼育・展示がしやすいようなご配慮をお願いしたい。	特定外来生物への指定前から飼育している個体については、指定後も環境大臣の許可を得れば飼育や移動等が可能です。飼養等施設の基準等に関しては、令和6年5月13日開始の意見募集案件「特定外来生物の新規指定に伴う特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則及び関係告示の改正の案」のとおり検討しています。なお、外来生物法の規定により、動物園、水族館等での展示や教育関係の目的においては、飼育に係る許可の対象となり得ます。
2-21	チュウゴクオオサンショウウオについて、中国に残っていないのならば（スライゴオオサンショウウオのように）処分の決定前に返還は可能なのか。中国側と話し合いの場を設けるべきではないかと感じる。	外来生物法は、元の生息・生育地域への返還について規定しておりません。頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2-22	オオサンショウウオは国が保護するべき特定天然記念物であり、固有種に関して明確に調査を継続し、そのための予算をつけてほしい。まだ発見されていない川もあるのではないかと感じる。昆明・モンテリオール生物多様性枠組では、「持続可能な開発を達成し、生物多様性の損失を悪化させている好ましくない要因を減らし及び／もしくは反転させ、すべての生態系が回復し、条約のビジョンである2050年までの自然との共生を達成できるようにするため」に2030年までに明確な計画を作る必要があるとされており、これらは世界規模で生物の多様性、自然との共生を目指すビジョンである。単に交雑種を特定外来生物として指定することが、オオサンショウウオの個体数を減らし、結果的に絶滅にならぬようルールを決めてほしい。	交雑種等の特定外来生物への指定により、外来生物法に基づく規制等の適切な運用を通じて、日本固有種かつ特別天然記念物であるオオサンショウウオの保全に貢献してまいります。

3. その他の御意見

番号 (提出順)	御意見の概要	御意見に対する考え方
-------------	--------	------------

3-1	<p>特定外来生物に指定された生物が効果的に減少あるいは駆逐できた例を聞いたことがなく、一方で、種の保存法の対象種については、野外での調査ができなくなり指定後の生息状況が不明になったものや、生息地の開発により、地域単位で絶滅したものもある。総じて環境省の取組みは、日本の生物相を守るにはほとんど意味をなしていないと言え、恐らく、指定が職員の実績になるくらいの熱量だと察する。指定のみならず、目標を定め、そこに向けた取組を発信しないと、問題の根本は解決しない。</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3-2	<p>スクミリンゴガイを特定外来生物に指定すべき。甚大な農業被害を出し続けており、食用、愛玩目的で持っているとは考えにくい本種が、今まで特定外来生物に指定されていなかった経緯についても知りたい。</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3-3	<p>オオサンショウオよりもブタとの混血であるイノブタの方が、自然にも人にも被害が大きいため、そちらの方を早くどうにかしてほしい。あれほどの被害を出している混血種がなぜ野放しにされているのか。</p>	<p>おおむね明治元年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対象としており、御指摘のものはこれに該当しておりません。</p>
3-4	<p>生き物の殺処分反対。保護施設で終老生活を。</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3-5	<p>過去のパブリック・コメントに対する回答として、「特定外来生物に指定した生物が、今後、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれがないことが十分な科学的根拠をもって明らかになった場合には、指定を解除することは現行法をもって妨げられるものではないと考える」とあるが、指定の解除の手続きについて条文に明記した方が良い。</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3-6	<p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令とのタイトルで一部改正する内容が明記されおらず、改正が分かるものを比較出来るようにして再度募集を求める。</p>	<p>意見募集要項「1. 意見募集対象」記載のとおり「資料1 特定外来生物への指定を検討している外来生物の概要」が今回の意見募集の対象です。意見募集対象を明示していたため、再度の意見募集は行いません。</p>
3-7	<p>「特定外来生物の新規指定に対する意見の募集」として、こちらの文章内では「特定外来生物への指定を検討」となっているが、5月13日付けで意見募集が開始された「特定外来生物の新規指定に伴う特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則及び関係告示の改正の案に関する意見募集」では既に指定</p>	<p>令和5年5月13日開始の意見募集案件については、特定外来生物への指定が既決のものとして意見を伺っているものではなく、行政手続法に即して、指定された場合に付随して改正したい施行規則及び告示に関して御意見を伺ったものになります。</p>

	<p>の予定となっていることに驚き、大きな不信感を持った。指定可否の意見募集締め切り前に、既に指定ありきで進める環境省には誠実さを全く感ずることができない。最低でもこちらのパブリック・コメントの集計の後に改正案の意見募集を行うべき。水俣病被害者との懇談同様、意見など聞く気がないことが露呈したように思う。</p>	
3-8	<p>殺処分ではなく、保護飼育方向の検討でお願いしたい。</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3-9	<p>環境省の外来種対策のための予算があまりにも少なく、他の外来種に関しても十分な対策がとられているのか。地方への対策費用の上限は250万円で、環境省の枠予算全体としては例年上がっているものの、種別や重要度などは地方自治体へ丸投げではないか。外来種に関しては、その種別ごとの対策法が各国にはあり防除の意味合いも強く、日本のように外来生物法や感染症法で大きくまとめてよいものかと疑問に思う。</p>	<p>令和4年の外来生物法改正に基づき創設された地方公共団体等における責務規定を踏まえ、環境省では地域レベルでの防除を推進すべく、地方公共団体への交付金制度を新設して支援に取り組んでいます。また、国としての対策の重要度に関しては「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（通称「生態系被害防止外来種リスト」。平成27年3月環境省・農林水産省作成）等を通じて示してまいります。</p>
3-10	<p>国はもとより、地方公共団体、民間事業者、NPO、一般人も防除をすることができることを、民間がどれだけ知っているのか。地域に差はあれど、浸透してはいないというのが正直なところ。外来種を見かけても通報のみならず捕獲まで行わなければ無意味であるというのが、この問題に触れる前の個人的な認識であった。特定外来生物について、情報を知る、通報する、捕獲する、監視することを国規模で取り組んでほしい。</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>